

# 財務諸表論 上級基礎講義 第1回

## I. 学習テーマ

1. 財務会計の意義と機能
  - (1) 財務会計の意義
  - (2) 財務会計の機能
2. 会計公準
  - (1) 企業実体の公準
  - (2) 会計期間の公準
  - (3) 貨幣的測定の公準
3. 財務報告の目的と財務諸表の構成要素
  - (1) 財務報告の目的
  - (2) 財務諸表の構成要素
4. ディスクロージャー制度と企業会計基準
  - (1) ディスクロージャー制度の存在意義
  - (2) 企業会計基準の役割

## II. 財務会計の意義と機能

### 1. 財務会計の意義

企業会計とは、特定の企業における経済的事象を、主として貨幣単位によって測定し、記録し、かつ、結果に関する情報を各種利用者に伝達する行為である。

企業会計は、会計情報の伝達先（情報利用者）の相違によって管理会計と財務会計とに大別されるが、このうち、企業の外部利害関係者に対して、彼らの経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計を財務会計という。

### 2. 財務会計の機能

#### (1) 情報提供機能

財務会計の情報提供機能とは、投資家をはじめとする外部利害関係者に対して、財務諸表により企業の財務状況に関する情報を提供する機能をいう。

#### (2) 利害調整機能

財務会計の利害調整機能とは、利害関係者相互間の利益に係る対立を調整する機能をいう。

株式会社においては、議決権や剰余金配当請求権等の権利が与えられている株主とこれらの権利が与えられていない債権者との間で分配可能額に係る対立が存在し、また、納税者である株式会社と租税当局の間では課税所得に係る対立が存在するが、これら分配可能額及び課税所得の算定は財務会計を通じて行われることから、財務会計には利害調整機能があるといえる。

#### <参考>

#### 受託責任と会計責任

##### (1) 受託責任

企業の受託責任とは、企業が外部利害関係者から委託された財貨・用役を適切に管理・保全・運用する義務をいう。この受託責任を遂行するためには、企業の経済活動を正しく認識・測定し記録しなければならない。

##### (2) 会計責任

企業の会計責任とは、財貨・用役の委託者である外部利害関係者に対して、受託した財貨・用役の管理・保全・運用に関する状況と結果を説明する義務をいう。この会計責任を遂行するためには、企業の経済活動を正しく認識・測定し記録した会計記録とその記録を立証するための証拠書類を保存して財務諸表を作成し、その財務諸表を委託者に提供することによって会計報告を行わなければならない。

### Ⅲ. 会計公準

会計公準とは、企業会計の計算構造における前提（企業会計の計算構造的な枠組み又は土台を構成する諸概念）で、企業実体の公準、会計期間の公準、貨幣的測定の公準の3つがある。

#### 1. 企業実体の公準

これは、会計がその計算を行うためには、その前提として、会計の対象を特定の個別経済主体に限定しなければならないという公準である。つまり、企業主又は資本主から分離・独立した企業そのものの存在を認識し、それを単位として会計を行うべきであるとする企業会計上の命題が企業実体の公準である。→場所的限定

#### 2. 会計期間の公準

これは、会計情報の適時性を確保するため、継続する企業活動を人為的に区切って一定期間を設定し、この期間を単位として会計計算を行うべきであるという公準である。→時間的限定